

平成 27 年度第 1 回中能登町総合教育会議 議事録

1 日時 平成 27 年 8 月 31 日 (月)
午後 2 時 00 分開会、午後 2 時 46 分閉会

2 開催場所 中能登町役場鳥屋庁舎 2 階 大会議室

3 出席者

(構成員)	中能登町長	杉本 栄蔵
	教育委員会	
	委員長	笹川 修三郎
	委員長職務代理	島田 博文
	委員	三浦 克欣
	委員	坂本 真弓
	教育長	池島 憲雄

(構成員以外)

副町長	廣瀬 康雄
参事兼総務課長	堀内 浩一
参事兼土木建設課長	高橋 孝雄
参事兼保健環境課長	長元 健次
企画課長	高名 雅弘
住民福祉課長	平岡 重信
生涯学習課長	百海 和夫
教育文化課長	植田 一成
教育文化課学校教育担当課長	林 大智
総務課長補佐	山本 貴
総務課長補佐	清酒 秀樹
総務課長補佐	竹林 明美
企画課長補佐	岩田 正
企画課長補佐	大西 健
住民福祉課長補佐	北野 栄子
住民福祉課長補佐	辻口 隆治
生涯学習課長補佐	泉 豊昭
生涯学習課長補佐	福島 喜衛
教育文化課長補佐	上坂 恵一

(傍聴者) 0 名

- 4 議題 (1) 中能登町総合教育会議に設置について
(2) 中能登町教育大綱の策定について
(3) 児童館並びに学童保育事業の事務分掌について
(4) 文化財保護事業の事務分掌について

5 議事の経過

・開 会

○司会（参事兼総務課長 堀内 浩一）

ただいまから第1回の中能登町総合教育会議を開催いたします。
最初に、杉本町長がごあいさつを申し上げます。

○杉本町長

みなさんどうもご苦勞様でございます。本日は第1回の中能登町総合教育会議にご出席をいただき、教育委員の皆様にはお忙しい中をありがとうございます。

さて、ご承知のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律が今年の4月1日より一部改正をされたことに伴い、総合教育会議を設置し、大綱等の策定をすることが定められました。

本日の会議では、総合教育会議の設置要綱（案）審議、並びに中能登町教育大綱の策定を中心に教育委員の皆さんからご意見をいただきたいと思いますと考えております。

私は日頃より教育の町「中能登」を、また行きたくなる学校、帰りたくなる家庭、住みたくなる地域を目指すと公言をしております。このような中、学校施設の整備におきまして中能登中学校および鹿島小学校を建設し、今年度は鹿西小学校、鳥屋小学校の改築工事をすすめており、教育行政、子育て支援には大変力を注いできたところであります。教育整備のハード面での整備はほぼ完了しますので、今後は中能登町の将来の教育施策について教育委員会の皆さんと協議をさせていただきたいと考えています。日頃より教育委員の皆さんとはいろいろな中で話をさせていただいていますが、本日の総合教育会議でも忌憚のないご意見を頂ければと思います。よろしく申し上げます。

○司会

はい、ありがとうございました。続きまして、本日は第1回目の会議ということでございますので、中能登町総合教育会議設置要綱（案）について、教育委員会事務局からご説明申し上げます。

○植田教育文化課長

教育文化課長の植田です。座ってご説明させていただきます。

資料は1になります。それでは、中能登町総合教育会議設置要綱案についてご説明申し上げます。

要綱の趣旨でございますが、第1条としまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、総合教育会議の運営に関し必要な事項を定めるものでございます。

第2条では、町長が教育委員会に対して会議を招集します。

第3条では、会議の進行は町長が行います。

第4条では、原則公開となります。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認められるときはこの限りではありません。

第5条では、会議の傍聴について細かく定めています。

第6条では、会議録の事項について定めています。

裏に行きまして、

第7条でございますけれど、会議の庶務は総務課に置くものとします。

この要綱でございますけれど、本日承認をいただければ、この後、施行したいと考えております。よろしく願いいたします。

○司会

ただ今ご説明しました要綱案につきまして、皆様から何かご意見があればお願いしたいと思っております。

特に無いようでしたら、ご承認ということでよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

○全員

はい。

○司会

ありがとうございます。

それでは、この要綱案の（案）を削除いたしまして、会議の運営につきましては、今後この要綱に基づいて進めさせていただきたいと思っております。

それでは次に、本日の2番目の議題に移ります。

2番目は、中能登町教育大綱の策定についてでございます。

ただいまご承認いただきました要綱第3条により、この後は町長が会議を進行いたしますので、杉本町長におかれましてはこの後の進行をよろしく願いいたします。

○杉本町長

はい、ということでございますので、これから進行をいたします。

それでは要綱に基づいて会議を進行しますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。議題 2「中能登町の教育大綱の策定」について、教育委員会事務局より説明願います。

○植田教育文化課長

それでは、資料 2 のほうから説明させていただきます。

まず、この教育大綱の策定の法的な根拠でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがございまして、その中で第 1 条の 3、大綱の策定等というのがございます。

地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌しその地域の実情に応じ当該地方公共団体の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとします。

2 項ですけれども地方公共団体の長は、大綱を定め、又これを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとします。

教育基本法第 17 条の 1 項というのが下の方に出ていますけれども、教育振興基本計画第 17 条「政府は、教育の進行に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。」ということで、振興基本計画に基づいて策定するものでございます。

皆さんのお手元には、後ろの方に、教育基本計画のポイントという資料が後ろの方についているかと思えます。

教育振興基本計画は 25 年 6 月 14 日の閣議決定で第 2 期教育振興計画、計画期間は、平成 25 年度から 29 年度分が策定されております。それが、その資料でございます。

それから石川県の方の状況でございますけれども、石川県においてはこういう教育振興基本計画というものがすでに策定されております。県の方ではこれを平成 23 年度から平成 32 年度までの部分を計画ということで策定されておるんですけれども、石川県においては新聞報道等に出ておりましたが、この基本計画をもって大綱に替えるというようなことでもございました。

それで、中能登町ではこれからどういう方針で大綱を策定するかということでございまして、資料 2 の一番下でございます。

中能登町では1番として中能登町の総合計画、これは平成18年から27年度までの分でございます。こういう総合計画を、策定しております。これを当然遵守していくというのが1つでございます。

それから、第2期の教育振興基本計画及び石川県の教育振興基本計画を参酌するという事で、先ほど申しました国の教育基本計画それから県の方の教育基本計画というものを当然参考にしてということをやっております。

それから3番目といたしましてお手元の資料の最後に付けてありますけれど、学校教育の振興ビジョンと社会教育振興ビジョンが平成25、26年度にかけまして、教育委員会の方で策定しておるビジョンであります。こういうものと平成27年度中能登町の学校教育施策実施計画というものを作成しております。それから22年から進めております夢プロジェクト事業というものを中心に大綱を策定していく事で、中能登町の基本的な考え方として臨みたいと思います。

それで、お手元の資料3をお願いいたします。

今回、こういうことに基づきまして、大綱の案というものを作成して、またそれをベースにして今回皆様方にご審議してもらいたいと思います。

大綱（案）ということで、まずサブタイトルに町長さんがいつも言っております「教育の町『中能登』を目指して」というサブタイトルをつけさせていただきました。

それから1ページの方をお願いいたします。

第1章につきましては、大綱の策定にあたってということで、次のページの方に趣旨と考え方、それから対象期間というものを定めております。

この大綱の趣旨でございますけれども、平成27年4月より「教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により中能登町総合教育会議を設置いたしました。同法第1条の3第2項により、総合教育会議において、今後の中能登町の教育について議論と協議をし「中能登町教育大綱」を策定しました。

2番、大綱の考え方でございます。

中能登町は、平成19年3月に中能登町総合計画を策定し、まちづくりを進めてきました。まちづくりを進める5つの柱の1つである「教育、文化分野」の中で、中能登町の教育の将来像が明示されています。教育大綱は、中能登町総合計画の教育・文化分野の理念を基に策定しました

また、中能登町教育委員会では平成26年度に学校教育振興ビジョン並びに社会教育振興ビジョンを作成しております。中能登町教育大綱における今後5年間の教育ビジョンについては、この作成したビジョンを位置付けることとします。

大綱における推進事業については、平成 22 年から中能登中学校が平成 25 年に開校し、大きくはばたくように夢プロジェクト事業を推進してきました。中能登町教育大綱では夢プロジェクト事業を推進事業として位置付けます。また、中能登町の学校教育施策実施計画についても、推進事業として位置付け、毎年計画を作成します。

3 番は対象期間です。

教育大綱の対象期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間とします。この 31 年度までの 5 年間の根拠は夢プロジェクトが平成 31 年の 3 期の計画をもって一応終了するということから、31 年の 5 年間とするものでございます。

それから 3 ページの方につきましてはその構成でございますけれども、先ほど申しましたように、4 ページからは学校教育振興ビジョンというものをそのまま載せてあります。9 ページからは、社会教育の振興ビジョン。13 ページからは夢プロジェクト事業の推進ということで、小学校につきましては、学習、ふれあい、運動の 3 本柱。中学校につきましては、勉強、生徒会活動、部活動の 3 本柱ということで、教育委員会の方で推進事業として推進してきました。

平成 22 年度からの夢プロジェクト事業は、平成 25 年度につきましては第 1 期を検証するというので、いま第 2 期の構想中でございます。第 2 期は平成 26 年、27 年、28 年の 3 年間。3 期目は 29、30、31 の 3 年間。計画が 10 年のスパンということで夢プロジェクトが完成するという全体的な計画であります。

14 ページにつきましては、夢プロジェクト事業の組織図の内容と、各部会の取組につきまして記載をしてあります。

ただ、夢プロジェクト事業につきましては、この計画とは別に毎年度各事業ごと具体的な実施計画を立てて実施しているところでございます。

ということで、ビジョンというものがあって、推進事業に夢プロともう 1 つが後ろの資料にございますけれども今年度林課長の方で作られました中能登町の学校教育施策実施計画というものを事業の位置付けにしてはどうかということでございます。

学校教育施策実施計画につきましては、はじめにというところから 1 ページの方に基本理念、計画実現のためにということで、そのあとに基本方針があって計画がある、3 ページには具体的に基本方針があって計画がある。1 つ 1 つの事業につきまして明確に計画がされています。

総合計画でも 3 年間の導入という実施計画が作られていますけれども、大綱の位置づけとして実施計画の段階で、これを毎年その事業の推進に充てるということで、策定をしてはどうかという基本的な方向で今後大綱を進めていくという事務局の案でございます。

以上です。

○杉本町長

ただ今、事務局より大綱策定の法的根拠、教育振興基本計画について、石川県の大綱の策定について、中能登町の大綱の策定の基本方針、中能登町教育大綱（案）について説明がありました。教育委員の皆さんから、ご質問、お意見等はございませんか。

○島田教育委員

前回の教育委員会の定例会で、この大綱策定で3つの案が出されました。1番と3番は非常に難しいということでした。2番目の案は、先ほど話がありました学校教育の基本方針とか、あるいは社会教育の振興とか、それに加えて実施計画とか、今まで教育委員会で積み上げてきたものがあるものですから、これをまず土台にして策定する。そして国の方針、あるいは県の方針があるので、少しは調整が必要な訳ですが、この2番の案が1番いいという話は出ていました。先ほど事務局から示されたのが2番の案のとおり示されたわけでありまして。それでいいと思います。

○植田教育文化課長

少し付け加えさせていただきますけれど、大綱の方の学校教育の振興ビジョンの中に、教育振興基本計画成果目標5など赤い文字で表記しましたが、これにつきましては、国の基本計画の中にそういう項目がありましたので、国の方の項目も少し中には入っています。国の基本計画も参酌するという意味で表記させていただきました。

○島田教育委員

1つ付け加えますと、中能登町総合計画の第2部「基本構想」、第1章「中能登町の将来像」、第2節「まちづくりを進める5つの将来像」の中の5番目に「学びを支えるまちづくり（教育と文化分野）」の項目があります。

そして13ページに、この学びを支えるまちづくりの具体的な取組が載っております。その学びを支えるまちづくりの中で、該当部分を読み上げますと、「主体的に学び考え行動し、社会の変化に柔軟に対応できるとともに」につづいて、ここから大事なのですが、「他人に対するやさしさ、思いやりを兼ね備えた子どもに育てるため」と載っています。

また、第11章「学校教育の充実」におきましては、第2節の主要な施策に、「家庭教育の推進強化」、「就学前教育の推進」とか、6項目あります。

私には思うところがありまして、これだけ「他人に対するやさしさ、思いやりを兼ね備えた子どもを育てるため」と注釈しているのに、具体的な取組にいくと家庭教育などいろいろな項目があるにもかかわらず、道徳教育の推進がありません。他人に対するやさしさ、思いやりを兼ね備えた子どもを育てるために、道徳の推進が町の基本計画に載っていないのを疑問に思いましたところ、本日の資料の中能登町学校教育振興ビジョンの6ページに、「3、豊かな人間性や社会性を育む教育活動の充実」、その中に道徳教育の充

実が載っています。そして、教育振興基本計画成果目標 1 となっています。
道徳教育の充実が大綱施策（案）に無いようでしたら入れてほしいと思っていましたところ、ありましたので、是非、道徳教育の推進に力を入れていただきたいと思います。

○植田教育文化課長

今、島田委員さんが言われたように、総合計画は 10 年程前に作られた計画でございます、かなり修正の部分があるわけでございます。ここには企画課長もおいでますけれども、今日の資料は 27 年度までの町の総合計画だということで、本来は町総合計画自体をどうするかから始まるわけでございますけれども、今後、「まち、人、仕事創生」といいますか、その計画を先に作るというようなことも伺っておりますので、島田委員が言われました総合計画の中身につきましては、多少昔のところがあります。
ただ、島田委員が言われました、「他人に対するやさしさ、思いやりを兼ね備えた子どもを育てるため」、これは 10 年前の言葉ですけれども現在もいきている理念であります。これは大切にしていこうということで、もしこの言葉を入れたいということであれば、大綱の中に入れてもいかなりの本当にすばらしい言葉だなと自分では思っております。総合計画に道徳教育の推進がないのは 10 年程前に作られた計画であるという事情であります。

○島田教育委員

はい、わかりました。

○杉本町長

はい、他にありませんか。

○廣瀬副町長

1 ついいですか。

大綱を策定した後、実際にどういう事業を展開していくのか、それに関して実施計画的なものは、別途作るのですか。

○植田教育文化課長

資料 4 が 27 年度の具体的な施策の事業を策定したものでございます。

これは大綱を意識したものではなくて、先に作ってあったもので、実施計画として利用していこうと思っています。

○廣瀬副町長

大綱で抜けている施策があった場合に、そういう計画は、どの場で、だれが作っていくのかというものはありますか。学校だけでなく、地域とのつながりとか総合的な施策とか、そういうものというのは、だれが具体的に事業展開していく事になりますか。
また、今日集まっているのは、教育委員会関係と役場の行政側が集まっているわけですが、会議構成をどう思っていますか。

○植田課長

今、言われるような、別の会議である夢プロジェクト会議では、体育協会長、学校、地域PTA代表の方々を入れての会議は行っていますが、その意見が今回の大綱策定に反映しているかといわれたら、そういう目的の会議ではありませんので、反映しておりません。もし今地域とのつながりなど、全体的なことになれば、その意見を反映することも必要かと思います。

○廣瀬副町長

この会議の位置付けが、そういうところの会議の積み上げてきたものをこの場で最終決定をする総合判断的な会議であればいいけれど、そうでなければ、教育委員会と行政だけで決めてしまうことになるのではないか。

○植田教育文化課長

確かにそういったところがあると思います。PTAの方の意見が活かされているとか、地域の方の意見が活かされているとなれば、その反映度は低いものとなります。

○廣瀬副町長

今、総合教育会議の立ち上げの会議で仕方がない面もありますが、会議の公開や議事録の公表もしなければならぬとなるとなれば、いろいろな方の意見を反映した会議でなければならぬと思います。とりあえず法に基づいて立ち上げたことは立ち上げたという、そういう段階と理解しています。

○植田教育文化課長

これが最後でもありませんので、今後これからの会議の在り方について積み上げていく事になると思います。

○廣瀬副町長

はい、わかりました。

○杉本町長

ただ今、委員の皆さんから貴重な意見をいただきました。今後は、この意見を基に、次回の総合教育会議までに、事務局で最終的な中能登町教育大綱（案）を策定していただきたいと思います。

○杉本町長

それでは次に議題の3「児童館並びに学童保育事業の事務分掌」について事務局より説明を願います。

○堀内参事兼総務課長

はい、お願いします。これについては、特に資料はご用意しておりませんが、役場内の

問題となりますが、県内多くの市町では、児童館並びに学童保育の運営については、予算上 3 款の民生費に属しています。福祉に属するというので、福祉部局で運営されているのが大方の状況です。

中能登町においては福祉部局ではなく、教育部局でこれまで運営されてきた事情がございます。これは合併以前からの体制で行っています。特にその時点では大きな不都合がなかったということで、小学校の授業を終えた子どもたちが学ぶ場ということで、学校教育と関連しているからという理由であります。以前から議会でもこれでいいのか、やはり福祉部局で対応すべきではないか、そういう意見もありまして、今すぐに変えるということではありませんが、皆様のご意見を伺いながら、役場の中でも検討していきたいと思っております。

○杉本町長

ただ今、事務局より議題 3 の「児童館並びに学童保育事業の事務分掌」について説明がありました。教育委員の皆さんからご質問、お意見等はございませんか。

○杉本町長

合併時の時から話は出ていまして、その都度協議はありましたが、そのまま今日までできている状態です。

○廣瀬副町長

県内の他市町において、どの課が扱っているか調べてありますか。

○植田教育文化課長

特に調べてないです。

○堀内総務課長

教育委員会での取り扱いは本町ぐらいです。

○廣瀬副町長

旧鹿島町は途中で変えたことがあります。最初は福祉部局で、児童館だけのときは福祉課で、学童保育という概念が入ってきたときに学校の生徒、子どもが対象であるからと、教育部門に変えたと記憶しています。運営しやすいところで、動きやすい観点で運営すればいいと思います。

○坂本教育委員

私自身、時々、保育園職員を退職してから児童館へ遊びに行くことがありまして、その時に一つ感じたことがあります。教育文化課のもとで運営しているため、学校との連携はあるのですが、保育園から卒業してすぐ 1 年生になった子どもの情報というものが、児童館の方にしっかり情報が伝わっていない様です。1 年生の子どもはとてもデリ

ケートなので、そういう子どもを把握するにあたり、やっぱり住民福祉課との連携がもっと必要じゃないのかなと思った次第です。

教育文化課、住民福祉課のどちらかといったらわからないですけど、連携という意味では、住民福祉課、保育園との連携が必要ではないのかなと感じました。

○杉本町長

それでは、ただ今、坂本委員からも意見をいただきましたが、来月からは、予算編成の時期に入ります。来年度の児童館並びに学童保育事業の事務分掌については、さらに執行部で協議し進めてまいります。

○杉本町長

それでは次に、議題の4「文化財保護事業の事務分掌」について事務局より説明願います。

○堀内参事兼総務課長

はい、お願いいたします。これにつきましても、特に資料はないのですが、当町では文化財保護事業は教育費予算の中で教育文化課が分担してやっております。

他の多くの市町では、生涯学習の予算の中で文化財保護事業をやっているところが大半かなと思います。

今回議題に上げたのは、これ以外の考え方もあるのではないかとということでございます。当町の文化財というのは、町の大事な観光資源になっている面、雨の宮、それから石動山は国の指定史跡でもあります。小さな町に2つの大きな国指定史跡を持っているところも珍しい状況でございます。

ただ、これを観光に活かしていくという点では、教育委員会と、観光を担っている企画課との連携は、現状十分ではないと思っています。

県の例を見てみますと、県の歴史博物館、美術館、それから音楽堂、それらの分野については、知事部局のほうで担当しております。県民文化局ですね。こちらの方で担当することによって、多くの文化事業を県民の多くの方に知ってもらい、体験してもらい、それから、学んでもらうとそういう事が、やりやすい面があるのではないかと私は県のやり方を見てみると、そう思っております。

文化財保護となりますと、保護がどうしても第一義的になりまして、それを活用するという事になりますと、ついつい少なくなる面があります。こういう事を皆さんに議論していただくことが必要ではないかということで、今回議題としてあげさせていただきました。どうかよろしくお願いいたします。

○杉本町長

ただ今、事務局より議題4「文化財保護事業の事務分掌」について説明がありました。教育委員の皆さんから、ご質問、ご意見等はございませんか。

○笹川教育委員長

今ほど、事務局の総務課長からありましたけれども、やはり教育委員会だけでは非常に専門的知識も不足してしまっていて、まして観光事業となりますと、他の部局と提携していく必要があると思います。文化財保護については、審議委員会の方からいろいろなご意見をいただいております。また小学校の子どもに土曜事業でそういう施設を見ていただくようにしていますが、今後進んで、石動山を観光に活かす事になっていきますと、是非、教育委員会と企画課と連携をしていただきまして、生涯学習課所管との話もありますけれど、教育委員会の中の移動ばかりでなくて、教育委員会以外の課とのいろいろな意見をいただく機会があれば協議していただくよう、よろしく願いいたします。

○杉本町長

それでは、ただ今、笹川教育委員長から意見をいただきましたが、文化財保護事業の事務分掌についても、さらに執行部で協議し進めてまいります。

○杉本町長

それでは、最後のその他について事務局より説明願います。

○堀内参事兼総務課長

その他につきましては、特に議題はございません。よろしく願いいたします。

○杉本町長

せっかくの機会でございますので、教育委員の皆さんで、教育全般について、ご質問、ご意見等はございませんか。

○廣瀬副町長

一ついいですか。今年に入ってから、いろいろな方から話を聞くのですが、ジュニアスポーツの加入率の件で、昔と比べて非常に低くなったのではないかと危惧をされている方がいました。何かあった時に聞いてほしいということで話をします。最近、親御さんはスポーツをさせたがらないとその方は話をしていました。今、ジュニアから小学校、中学校とスポーツに力を入れている町として、少し寂しい話だなとその時は思いました。その実態はどうなっているのか、加入率とか何かわかりましたらお願いします。その方の話しでは50%を切っていると話をされていました。

○泉生涯学習課課長補佐

25年度で47%です。細かいところまでわからないですけど、去年の26年度まで47%が46%に落ちています。

○廣瀬副町長

それを放置していると、今年度中学校で全国大会、北信越、県大会、優勝とか言っているが、底部がある程度しっかりしていないと、だんだん右肩下がりになると危惧される、

それに対して何らかの手立てを打たないといけない気がします。親御さんは、習い事とかにそちらの方に力が入っている、とその方は言っていました。

○島田教育委員

今までの加入率の高いのは何%でしょうか。

○泉生涯学習課課長補佐

本日は資料を持ち合わせていないので過去の加入率はわかりません。

○杉本町長

そういった意味では実際は8割ぐらいだと思います。

○林学校教育担当課長

現在、加入率は50%を切っていますが、小学校1年生で30%から始まりまして、6年生まで行くと67%まで上がっています。それで、今のところ考えている事業がありまして、学童保育とか児童館に子ども達が集まっておりますので、この子達というのはスポーツをしていない子が多いので、そこにスポーツ少年団の方が行って、スポーツに親しませながらスポーツ少年団に加入するという取り組みをいま進めております。

それから大家族型スポーツ事業を今年から取り組んでいます。三浦委員も関係されています陸上部とか、いろいろな中学校にある部活を中心として、子どもから大人までのゆるい縦のつながりをつけながら、地域の競技力の向上とスポーツの広がりを進めていこうという事業です。この2つの事業を進めている段階です。

○池島教育長

放っておけば、子どもは楽な方へ楽な方へとなびいてしまいます。スポーツに行けば一生懸命鍛えられます。ところが、中学校から部活動を始めると、大方はついていけない状態になります。今年度、剣道部が県体に優勝したのは奇跡的なことであります。その中の一人だけが経験者で、他の者は全部中学校に入ってから剣道を始めました。それで優勝できたのは奇跡的なことです。普通はそういう事はありません。スポーツ少年団でやってきていないと中学校では間に合わないと思われまますので、スポーツの向上には、スポーツ少年団への加入率のアップが大きな成果を期待できます。対応できることから今年から大家族型スポーツの取組をしております。

体育協会の皆さんの熱心なスポーツ教室の体験活動を通じて、少しずつ加入率が上がっていくと思っております。

○笹川教育委員長

発言してもよろしいですか。

私はジュニアスポーツの旧鳥屋町で体育指導をしていましたので、スポーツを紹介する事を結構行ってきたのですが、非常に難しいのはスポーツ以外の習い事とのことでもあります。大綱の中に載っていますが、スマートフォン、テレビゲームをするこ

とで、非常に弊害が大きいものとなっております。

今、子ども憲章の制定を考えていますけれど、9 時以降のスマートフォンとか、テレビゲームとかの使用禁止を、やはり保護者にもっと徹底する事が必要です。そして、教育長の話にもありましたが、それが主流になった生活をしていることが多く、小学生は学校へスマートフォンやらテレビゲームを持ってきているわけではありません。学校から離れた分野で結構そういうものが主流になっていることが事実であります。是非、これが外の活動とか学習にしてもそうですけど、中学生の先生方あたりにその辺を理解していただいた上で、携帯とかスマートフォンの活用について指導をしていただきたい。学校では当然、将来的に必要な事ですから、パソコンの授業やタブレットの授業を行っています。スマートフォン等は必要なのですが、必要以上にゲーム等に集中している実態でありますから、スポーツ事業の弊害もいなめません。

スポーツ事業とゲーム等の事は連動していますので、了解を得られれば家庭での自粛をしていただいて、たとえば是非 10 時になったらもうやらないとか、ラインなども該当します。今の大阪の子どもじゃないですけど、非常にライン等の問題も、夜の徘徊状態の問題も起きておりますので、是非そういうものを総合的に大綱の中に盛り込んでいけたらなと思っておりますので、是非またご意見をお聞かせください。以上です。

○杉本町長

他にありませんか。無いようなので、発言をさせていただきます。

今年度から総合教育会議を開催することになり、進めているわけではありますが、中能登町は本当に教育委員会の方々におかれましては、教育に関して夢プロジェクト等の事業を実施されてこられました。この事が中能登町の教育の基本となっております。

そういう中で、現在、文化財や学童保育の事業があります。それらを総合的に進めていくということで、総合教育会議を開催することの意味もあるのではないかと思います。この中能登町の教育は、しっかり計画し実施されております。

この総合教育会議の事務局が総務課ということであります。また、自由な立場でいろいろな意見を出していただいて、そして、いい教育の町にしていただければと思います。

今日は第 1 回の中能登町総合教育会議ということで、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。一応これで会を閉じさせていただきます。

ありがとうございました。

・閉 会